

原発事故時は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成23年4月から県外の大学に進学した申立人について、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（2割5分）に認定した額（平成23年3月から平成24年8月まで合計62万円）の賠償が認められたほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の賠償が認められた（ただし、既払金は控除。）事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 日常生活阻害慰謝料	金620,000円
(平成23年3月11日～平成24年8月31日)	
2 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	金500,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項記載の期間に限る）に対する和解金として、金1,120,000円の支払い義務があることを認める。

第3 既払い金

- 申立人及び被申立人は、平成23年8月23日、第1項記載の損害の一部として仮払補償金78,000円が支払済みであることを確認する。
- 申立人及び被申立人は、平成24年12月12日、第1項記載の日常生活阻害慰謝料の一部として金200,000円が支払い済みであることを確認する。
- 申立人及び被申立人は、令和5年10月25日付け和解契約書（一部）記載のとおり、被申立人が申立人に対して、第1項記載の損害の一部として金500,000円が支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に

について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年4月25日

（仲介委員 桐田 由貴）